

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成 21 年 6 月 16 日(火) 午前 9 時 58 分～10 時 41 分
会 場 委員会室

1. 出席者

2 番 杉浦辰夫、 3 番 杉浦敏和、 4 番 北川広人、
5 番 鈴木勝彦、 7 番 佐野勝巳、 9 番 吉岡初浩、
13 番 内藤とし子、16 番 神谷 宏、 18 番 小野田由紀子
オブザーバー 議長

2. 欠席者

な し

3. 傍聴者

1 番 幸前信雄、 8 番 内藤皓嗣、 10 番 寺田正人、
12 番 水野金光、14 番 井端清則、 15 番 岡本邦彦、
17 番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、杉浦副市長、後藤副市長、教育長、地域協働部長、生活安全 G L、
生活安全 G 主幹、地域政策 G L、文化スポーツ G L、
福祉部長、介護保険 G L、地域福祉 G L、保健福祉 G L、
こども未来部長、子育て施設 G L、子育て施設 G 主幹、こども育成 G L、
学校経営 G L、学校経営 G 主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第50号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第51号 平成21年度高浜市一般会計補正予算(第2回)
- (3) 陳情第2号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る6月11日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、すでに配布されております議案付託表のとおり、議案2件及び陳情1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。その前に、当局からの説明を加えることがあればお願いします。

地域協働部長 特にございません。

委員長 次に本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、副委員長の杉浦敏和委員を指名いたします。これより質疑に入ります。議案第50号、高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

問(16) 基本的なことを聞いて申し訳ないんですけども、老人憩の家と

ですね、宅老所の違いはどこにありますか、ということと、今回、新しく設置及び管理に関する条例の一部改正ということで、今までの憩の家と今後の憩の家とどのように変わってくるんですか、全然変わっていないかどうかをお答えください。

答（保健福祉） 老人憩の家と宅老所の違いということですが、大きな違いというのは宅老所は介護予防拠点施設ということで、主に介護予防のほうを中心に事業のほうをそちらでやっております。で、もう一つ、老人憩の家が、あの、老人憩の家が変わるということでよろしいでしょうか。よし池会館が老人憩の家が変わるという。

問（１６） 湯山町に今度、新たに設置するというのか、ほかのところから変更するわけですね。そのことによって、従来との違いですね、違いがあればお願いします。

答（保健福祉） 失礼しました。よし池会館というのは、集会所を目的としておりまして、主なものは貸し館的な、ハード面のサービスの提供が中心であったものですが、老人憩の家になりますと、その場を使って、いろんな趣味的な活動ですとか、そういうソフトの面をその場で提供させていただく形になりますので、その辺が大きな違いです。あと利用に関しては、マイナスの面というのは、特に考えられません。今までの貸し館的な要素も、老人憩の家の中でも含まれておりますので、どちらかというプラスになってくるというふうに考えております。

問（１６） ちょっとこの問題から離れるかもしれませんが、一般質問の中で、委員長が耐震の話が出ましたが、今度新しくできるものについては、耐震の問題は全然関係ないんですか。十分になっているんですか。どうですか。

答（保健福祉） よし池会館については、耐震の診断のほうはしておりませんので、ほかの老人憩の家と同じように、耐震には若干不安があることはあると思います。

問（１３） 総括などでも話が出ましたが、老人クラブのなんて言いますか、湯山と翼学区の豊神会と、老人クラブがこうつくり変えられたというか、組織がちょっと変わったということに関わって、湯山の老人憩の家が、憩の家にな

ったかと思うんですが、片一方ではクラブをつくれつくれと言われてきたけども、クラブができたなら、一向に会議も何も開かれないという声もあるんですが、そういう面ではどういうふうに考えてみえるんでしょうか。

答（保健福祉） 新しく新設されましたクラブのほうでは、今度この湯山老人憩の家をスタートする上でも、今いろんな準備のほうを、行っているところであると聞いております。

問（１３） そうしますと、憩の家が正式に発足しないと、そういう会議なんかもやれないということなんですか。

答（保健福祉） よし池会館については、まだ今現在もあるわけですので、御利用を希望される場合というのは、申請をしていただければ利用できる形になっておりますので、お願いいたします。

問（１３） そういうことなんですが、老人クラブが要するに、老人クラブ以外の方もお年寄りも利用できるというふうになってますが、老人クラブが２つ、豊神会と湯山と、地域割りとしてはあるんですよね。その豊神会などは、３月ぐらいからずっと会議も開かれてないということで、なんでかというのはちょっと、だから今聞いたんですが、できれば今、管理人さんが鍵を１つ持ってみえるということですので、老人クラブが全部やるわけじゃないですけども、豊田町のほうの老人クラブの豊神会のほうも、なかなか湯山の方といつもいつも行ったり来たりというのは大変ですので、別々に鍵を渡していただいて、管理していくようにしたらどうかというふうに思うんですが、そういう点ではどうでしょう。

答（福祉部長） このよし池会館が、湯山老人憩の家に変わるわけですが、私どもとしましては、あくまでも今回新しくできました湯山クラブとそれから翼豊神会の方々に使っていただける場の提供をさせていただいていると、さらに地域の老人の方々に使っていただける場ということで、２つの老人クラブの専用の施設というふうには考えておりませんので、もともと老人憩の家というのは地域の方々の老人の方が、その施設で居場所を、健康づくりを行っていただくという場でございますので、よろしくお願いしたいと思います。それから管理につきましては、基本的には湯山クラブのほうにお願いをするということでございます。

問（１３） その管理が湯山クラブのほうの方をお願いしてあるということなんですが、休みを別にして、毎日開けているというわけではないでしょうし、毎日開けているということなんですか。もしそれだったら、いいですけども、それでなかったら、翼豊神会の方達が利用しようと思っても、利用しにくいわけですね。その湯山の方に鍵を借りに行かなきゃいけない。若干地域も離れてますし、いつも都合がいいわけじゃありませんので、そういう面で翼豊神会の方にも鍵を渡して、両方で話し合って管理をしていくようにというふうに、されたらどうかというふうに思うんですが。

答（保健福祉） 翼豊神会さんのほうにもですね、お話はさせていただきまして、翼豊神会さんのほうは特によし池会館じゃなくてもほかの場所やなんかを活動の場として使っていかれるということで、特に希望はされてみえなかったもんですから、さしあたって湯山クラブさんのほうに中心となって管理のほうをお願いをしていく経緯になっております。あと毎日開けるかという部分については、今まで貸し館的な要素だったもんですから、必要な時に開けさせていただくわけですが、これが老人憩の家に変わってきますと、ほかの老人憩の家も同じように、毎週月曜日がお休みですが、あとは通常９時から５時という形で開館をしていただいておりますので、条例のほうが改正のほうが成立されれば、またそのように７月以降は運営をしていただくことになりますので、御理解のほうお願いいたします。

問（１３） なんかあの、翼豊神会の方が見に行かれたら、ちょうどその、中を一遍片付けて、今度新しくこの条例が議決される、その間のことだと思うんですが、鍵がかかってて、なんて言いますか、入れなかったとか、そういうようなことを言ってみえたんですが、やっぱり翼豊神会の方としては湯山クラブが利用するというふうに考えてみえて、翼豊神会が利用しにくいとか、してはいけないというじゃないと思うんですが、いうふうに考えているふしがありますので、ぜひそういう面ではね、翼豊神会もきちんと利用していいんだということ、話を通していただきたいということと、月曜日は別にしても、申し込みがあれば開けるということでもいいんでしょうか。

答（保健福祉） ３月までは、前のいきいきクラブさんが、寿楽会さんといういきいきクラブさんが管理をしてくださったもんですから、ある意味で憩の

家的な利用の形で毎日毎日そこにお見えになったわけですが、それ以降というのは管理ができないということで、今は私ども市のほうで管理をさせていただいておりますので、利用がない時は当然鍵を閉めさせていただくという形で管理をさせていただいております。

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第50号の質疑を打ち切ります。次に議案第51号、平成21年度高浜市一般会計補正予算（第2回）の質疑を行います。

問（3） 説明書の19ページですけれども、補正予算書及び説明書19ページの障害者自立支援対策臨時特例基金事業補助金について、これはどのような事業を実施するのでしょうか。教えていただきたいと思います。

答（地域福祉） 本基金事業につきましては、平成18年度から20年度までの時限措置の事業として実施されておりましたものが、現下の厳しい経済状況や事業所の新法への移行が低調であるということから、平成20年度の国の補正予算によりまして、期限を平成23年度まで延長されるとともに、事業の追加、見直しがされたものでございます。本市におきましては、この基金事業のうちですね、事業者に対する運営の安定化等を図る措置といたしまして、事業運営安定化事業並びに通所サービス等利用促進事業の2事業とそれから新法への移行等のための円滑な実施を図る措置といたしまして、障害児を育てる地域の支援体制整備事業、それから障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業及び相談支援充実強化事業の3事業、計5事業を実施することといたしております。

問（3） ただいまの説明では、5つの事業を実施するということですが、予算説明書の21ページ、ここでは障害者自立支援対策臨時特例基金事業の事業費は、通所サービス等利用促進事業のみとなっておりますけれども、その辺の説明をお願いいたします。

答（地域福祉） 今回の補正につきましては、当初予算におきまして計上させていただいております既存の事業に、基金事業として補助金の一部を充当するというものでございまして、その内訳でございますが、障害者自立支援給付事業における介護給付、それから訓練等給付の一部として、また福祉総合システム電算管理事業におけるソフトウェア保守委託料及びソフトウェアの開発修正

業務委託料の一部として、また地域生活支援事業における障害者の相談支援の賃金の一部として、それぞれこの補助金を充当するものでございます。

委員長 ほかに。

問（９） 同じく１９ページなんですけど、理科支援員等配置事業委託金と学習チューター派遣事業なんですけど、これあの、どうやってですね、この名簿を、両方ともですね、学習の援助という形になると思うんですけど、どうやって名簿をつくられて、どうやってこう、その学校に派遣をされてくるのか、両方の違いを含めて話を聞きたいと思いますが。

答（学校経営主幹） 理科支援員及び学習チューターの登録、名簿等のことですけれども、まず理科支援員につきましては、学校がその支援員を探します。学習チューターにつきましては、大学のほうで登録をしました学生がありまして、その名簿から学校がその人選をして、選んでまいります。

問（９） となるとですね、学習チューターのほうは学生だけということですね。これ、どこの学校で、どのぐらいの今登録があるかということと、理科支援員の場合は自前で探すということなんですけど、これに関しては対象となる人がどういう方々で、どうやってこれを探してくるというか、どういうふうに、営業じゃないですけど、やられるんですかね。

答（学校経営主幹） まず、チューターのほうの名簿の作成ですけれども、今現在９校の大学で、１０８名の登録があるということで、その名簿の中から現場の学校が探してきます。基本的には、高浜市内で登録をされている方を優先的に人選をしてくるということはひとつあります。それから、理科支援員ですけれども、理科支援員につきましては、これは特別名簿等ありませんので、いろんな関係から人脈をお願いをして、探してくるということが主になってくるかと思います。

問（９） 予算見るとですね、８０万円と１７万３，０００円ですかね。１７万３，０００円で学習チューターって一体何をやるのかなという気がするんですけどね、８０万円にしてもね、これ５、６年生、ずっと理科の支援をしていくということになると、金額的に見るとどういう内容かなというふうに思うんですけど、その辺はどうなんですかね。

答（学校経営主幹） おっしゃるとおり、非常に少ない賃金となりますけれども

も、まず理科支援員につきましては、せんだってもお話したかと思えますけれども、観察、実験の体験的学習の支援をということで行います。それから、学習チューターにつきましては、同じくこれは通常の授業ですけれども、授業の学習支援というようなことが、主な活動になっております。

問（９） 時間的にね、非常にこう少ない時間になってしまうんじゃないかなと思って、チューターなんかだと、本当に。中身はわかりますよ。支援ということはわかるんですけど。時間的にどんなもんだろうかということと、本当に、これは多分ですね、趣旨が彼らの、現場の体験を積むという部分も含まれていると思うんで、そういう形になるんだろうと思いますですが、どうなんですか、その時間的には。

答（学校経営主幹） 理科支援員のほうの時間的なものですが、5、6年生の理科が週3時間ずつありますので、その時間に基本的には入ることとあります。それから学習チューターですが、学習チューターは時間的には、1回3時間ということで、13回ほどの回数を入るということで計画をされています。

問（９） くどく聞いたのはですね、普通、学校側からするとね、こういうのね、手が欲しいから、どんどん申し込みがあると思うんですけど、各1校の申し込みだったんで、制度的にね、使いにくいような部分があるのかなというのを思ったものですからね、ちょっといろいろと、その時間だとかね、いうことをきちんと説明したほうがいいかな、ということでちょっと伺いました。実はですね、小中学校で直接学校と連携をしてね、愛教大なんかと連携をして、支援をしていただいた経緯もあるんですよ、高浜の中でも。今後こういう形で、特にチューターの場合ですね、学校とのそういう形で、こうつながりができると思うんですよ。そういうものも今後活用していけるようにね、あのチューターと方たちとの、その人為的なつながりだけじゃなくてね、そういう部分を大事にしていただきたいなと思います。

委員長 ほかに。

問（13） 週に3回というお話でしたが、2人の方が、みえてるというふうに聞いているんですが、いつからみえてて、正式にその契約というのか約束を取り交わしたのはいつなのかということと、それを教えてください。

答（学校経営） これは4月に、県での事業説明会がありまして、それ以後に学校のほうはですね、その時に県の担当者のほうから、各市町でも可能ならば対応していいよ、ということの説明があったということで、学校現場としては、支援員の手当がその時点でできておったということで、事業実施可能という判断をしたということでございます。契約については、まだ議決をいただいておりますので、議決後、締結させていただくという運びになっております。

問（13） 議決はされていないけども、仕事には来てみえるというお話ですが、そうしますといつからみえてて、この間、理科の実験の支援ということで、災害なんかあった場合は、どうされるつもりでいたのかということをお教えください。

答（学校経営） 先ほどお答えさせていただきましたように、この事業は県のほうの説明会があつてから、学校のほうで手当ができていうことで判断させていただいて、ちょっと勇み足があつたんですけども、進められたということです。保険の関係でございしますが、支援員2人とも、学生協の保険にすでに入っております、本人と学校も連絡を相互に取り合いまして、本人納得の上で保険は不要ということになったものであるということをお聞きしております。それと県の説明会におきまして、本人が保険に加入しておれば、新たにこの理科支援の予算で計上しなくても良いというような指示を受けておるということで、こういうふうになっております。

問（13） そうしますと、正式に学校のほうに初めて、先生というか大学生の方が支援にみえたのは、いつになるんでしょうか。大変内容的には、いいことだと思うんですが、若干今お話があつたみたいに、若干手当が少ないというか、予算が少ないというか、そういう関係はあるかと思うんですが、内容的にはいいと思うんですが、最初に学校のほうに仕事にというか、みえたのはいつになるんでしょうか。

答（学校経営） 先ほどから申し上げておりますように、4月の末からということで学校からは聞いております。

問（13） そうすると、4月の終わりから、これまでの間、その間のお給料といいますか、支援にみえた費用については、どうなってるのかということと、1時間いくらというふうになっているのか、1日いくらというふうになってい

るのかわかりませんが、そのあたりも教えてください。

答（学校経営） 今までの支援分の支払いにつきましては、まだ当然支払って
ごさいません。学校のほうからも、6月議会の予算が通ってから、お支払いを
するというので、学生には伝えてあるということでごさいます。それから、
単価的なものですが、1時間1,000円ということになっております。

委員長 ほかに。

問（5） 私も同じところを質問させていただきます。今、吉岡委員のほうから
大体の経緯みたいなものを、説明をいただきましたけども、この理科支援員
とですね、特別講師の違いですね、ここの違いを少し説明していただければと
思います。

答（学校経営主幹） まず理科支援員ですが、この者につきましては、
指導実績のある退職教員や研究者、技術者、大学院生、それから大学生、企業
関係者等の人材ということになっております。それから特別講師という者は、
大学、公的研究機関、企業の研究者、技術者、科学館解説者、それから博物館
学芸員等がその人材ということで、あてがわれております。

問（5） そうすると、ある程度民間人の方もですね、当然支援員という形で
登録をして、認可を受けるということですが、当然教員の免許がない方でも、
この支援員にはなれるということでしょうか。

答（学校経営主幹） おっしゃるとおり。教員免許は不必要ということです。

問（5） これは、全国的に都道府県で募集していると思うんですけど、その
募集の期間ですとか、募集の資格というのは各県それぞれ違うのか、全国的に
同じ要件で募集を行うのか、その辺ちょっとお願いします。

答（学校経営主幹） この事業におきましては、国からのものですので、国、
県、各市町におりてきます。よって、支援員等の応募希望の有無についての応
募期間はほぼ同じ期間かと思われれます。それから資格についても、概要の中で
決められておりますので、同じ資格かなと思われれます。

問（5） 少なくとも、支援員という形で学校の生徒の指導をするわけですので、
最低限のですね、支援員としてのその研修だとかですね、そういうものが
行われるのかどうか、ちょっとそこら辺。

答（学校経営主幹） 確かに理科を指導するというので、いろんな危険が伴

うわけですけれども、特別そういった研修を行うということは義務付けられておりません。

委員長 ほかに。

問（１８） 私は通所サービス等利用促進事業補助の関係でちょっとお伺いしたいと思います。通所サービス１事業につき３，０００千円以内、短期入所サービスの場合は１人につき片道１，８６０円とありますけれども、この補助対象となる方の人数につきましての見込みをちょっとお伺いします。それから事業所が、この間ちょっと質問ありましたけれども、もう一度再確認でどこの事業所だったのかお伺いします。

答（地域福祉） まず人数でございますが、通所サービスにおきましては、前年度の実績によりまして、１０人の方の利用ということでございます。それから短期入所サービスにつきましては、これも実績に基づきまして、４名の方が御利用ということでございます。対象の事業所でございます通所サービスは、チャレンジサポートたかはまでございます。それから短期入所の事業所は、いこいの宿高浜安立でございます。

委員長 ほかに。ほかに質疑もないようですので、議案第５１号の質疑を打ち切ります。次に陳情第２号、住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情についての意見を求めます。

意（３） この陳情第２号ですけれども、住民の暮らしを守り、公共サービスの充実云々の内容ですけれども、ここの中の自治体への要望ということで、ありますけれども、市場化テストや安易な民営化、それから民間委託は置かないことがあります。税の使われ方で一番大きなウエイトを占めるのはやはり人件費であると思います。それで、同じサービスを提供してもらえらば、よりコストが安いほうが良いと思います。また少ない人件費で質の良いサービスが提供されるならば、市の業務の民営化が推進され、なお、スリム化にもなると思いますので、この陳情には反対をいたします。

委員長 ほかに。

意（１８） 私どもも、この陳情には反対の立場で意見を述べさせていただきます。昨日の陳情第１号の陳情事項と同じ内容のものもありますし、多岐に渡

っての要望事項になっておりますけれども、特に自治体への要望の中で、民営化、民間委託は行わないこととありますけれども、私ども公明党は民間の活力を導入することに反対の立場ではありませんし、限られた財源で市民への行政サービスを低下させないためにも、これは必要なことと思っておりますので反対です。

委員長 ほかに。

意（１６） 基本的に反対でございます。その理由はですね、やはり自治体に対する要望の中の１番にですね、生徒の自衛隊体験活動をやめることというのがありますので、やはりこれからは、ある程度集団的な体験が必要かと思っておりますので、このことで反対いたします。

委員長 ほかに。

意（１３） 基本的にといいいますか、この陳情には賛成をさせていただきます。その立場で、お話をさせていただきますが、子供たちに行き届いた教育を保障してください、という政府に要望してほしいということと、自治体に対する要望ということが出てますが、これは本当にそのとおりで、ＯＥＣＤの中でも小中学校の１クラスあたりの児童、生徒数が、なんていいますか、かなり多いほうになっているんですね。日本の教育予算というのは、やっぱりＯＥＣＤの中でも下から２番目という水準だということで、まだその上に教職員を１万人減らす案が出てるとか、そんな教育予算を減らす関係では困りますので、ぜひ教育予算を増やしていただきたいということと、先ほど同じサービスが提供されるなら民間委託も民営化もいいじゃないかという話出ましたが、介護保険のコムスンでしたか、以前なくなったことがあったり、保育料の関係では、東京の株式会社が突然閉鎖してしまうなんていうことが起きてますが、やっぱりそういうふうきちんと民営化、民間委託でやっていくと、そういうことが出てきますので、できるだけ行政が責任を持ってやっていくということが、大事だと思っています。自衛隊の体験活動については、憲法からいっても違法なあれですし、自衛隊に行って、ただ見ているだけではなくて、実際に体験をするということになると、大変危険なことも一緒にやるということになりますので、これはぜひやめるようにしていただきたいと思います。

委員長 ほかに。ほかに意見もないようですので、陳情第２号についての意見

を終了いたします。以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。
これより採決をいたします。

《採決》

(1) 議案第50号 高浜市老人憩の家設置及び管理に関する条例の一部改正
について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第51号 平成21年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

挙手多数により原案可決

(3) 陳情第2号 住民の暮らしを守り、公共サービスの充実、格差の是正、
働くルールの確立、平和な世界の実現などを求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。次に閉会中の継続調査申出事件についてお諮りいたします。1つ、防災行政について、1つ、障害者施策について、1つ、待機児童対策について、1つ、児童、生徒健全育成について、1つ、その他所管に関することについて、以上5件を閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいで

しょうか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 1 0 時 4 1 分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長